

令和2年第4回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和2年12月4日（金曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	萩原 達雄	副村長	齋藤 一郎
教育長	庄子 明宏	監査委員	渡邊 保夫
教育次長兼学校教育課課長	齋藤 浩	総務課長	早坂 勝伸
企画財政課長	佐野 克彦	住民生活課長	金刺 隆司
税務課長	残間 文広	健康福祉課長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
社会教育課長	大沼 善昭	参事兼指導主事	岩渕 克洋
会計管理者	堀籠満智男		

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠絆沙子 書記 片浦 則之 書記 沼田 裕紀

議事日程（第3号）

令和2年12月4日（金曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第64号 令和2年度大衡村一般会計予算の補正について

第3 議案第65号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

- 第4 議案第66号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
 - 第5 議案第67号 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
 - 第6 議案第68号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
 - 第7 議案第69号 令和2年度大衡村水道事業会計予算の補正について
 - 第8 委員会の閉会中の継続調査の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、ただいまから令和2年第4回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番佐々木春樹君、7番文屋裕男君を指名いたします。

日程第2 議案第64号 令和2年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第64号、令和2年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。それでは、私のほうから令和2年度大衡村一般会計予算補正予算（第5号）についてご説明申し上げたいと思います。

説明につきましては、議案第64号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和2年度大衡村一般会計補正予算（第5号）でございます。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出、それぞれ2,402万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ52億4,743万7,000円とするものでございます。

第2条につきましては債務負担行為の補正でございます。第2表でご説明申し上げます。

第3条地方債の補正でございます。第3表でご説明申し上げます。

5ページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。追加分でございますが、1件目、広報おひら印刷業務、期間が令和3年度限度額が400万円でございます。2件目、万葉バス運行業務委託、期間が令和3年度、限度額が1,178万1,000円でございます。3件目、地域活動支援センター管理運営業務、令和3年度で限度額が1,086万1,000円でございます。4件目、大衡村障害者等基本相談支援事業、期間が令和3年度、限度額が667万円でございます。5件目、大衡村障害者等基幹機能相談支援事業で、期間が令和3年度、限度額が249万7,000円でございます。6件目、地域生活支援拠点整備事業、期間が令和3年度、限度額が126万1,000円でございます。7件目、予防接種委託、期間が令和3年度、限度額が記載のとおりでございます。8件目、妊婦乳幼児健康診査委託で、期間が令和3年度、限度額につきましては記載のとおりでございます。9件目、健康診査事業委託、期間が令和3年度、限度額が記載のとおりでございます。10件目、がん検診推進事業委託、期間が令和3年度で限度額が記載のとおりでございます。11件目、衡東工業団地放流水水質検査業務委託、期間が令和3年度から5年度までの3か年、限度額が180万円でございます。12件目、衛生消毒に係る防疫用殺虫剤購入でございます。期間が令和3年度、限度額が75万3,000円でございます。13件目、万葉クリエートパーク他1公園指定管理料、期間が令和3年度で限度額が5,184万3,000円でございます。

合計で13件でございます。

6ページをご覧願います。

第3表、地方債の補正でございます。変更分でございます。

道路橋梁整備事業債分で7,520万円から1,450万円減額の6,070万円となるものでございます。路線名といたしましては尾西中山線、海老沢線他2路線は減額、楢田戸口線が増額となるものでございます。公園整備事業債で820万円から550万円減の270万円となるも

のでございます。クリエートパーク遊具更新工事分でございます。公営住宅整備事業債、1億500万円から2,000万円減の8,500万円となるものでございます。河原住宅1・2号棟改修工事分でございます。以上、3億6,666万円から4,000万円減の3億2,666万円となるものでございます。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございます。1款2項1目固定資産税4,600万円の増でございます。

10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金39万4,000円の増、交付額の確定によるものでございます。

12款1項1目地方交付税1億1,988万2,000円の増、普通交付税分でございます。

14款1項1目民生費負担金3万2,000円の増、滞納繰越分の保育料分でございます。2目教育費負担金1万6,000円の減、小中学校のスポーツ振興センター保護者負担金分でございます。

16款1項1目民生費国庫負担金1万9,000円の減でございます。国民健康保険基盤安定負担金が65万4,000円の減、児童福祉費負担金が63万5,000円の増でございます。2項1目総務費国庫補助金62万7,000円の減、特別定額給付金事業終了による事務費、事業費の件でございます。2目民生費国庫補助金158万7,000円の減、児童福祉費補助金が169万7,000円の減、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が11万円の増でございます。3目衛生費国庫補助金60万8,000円の増。1節の疾病予防対策事業費補助金242万円の増については、新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種に係る補助金分でございまして、システム改修や事務費等に充当されるものでございます。3節災害等廃棄物処理事業費補助金181万2,000円の減、昨年の台風19号に係る稻わらの収集運搬に係る補助金分でございまして、事業完了によるものでございます。4目土木費国庫補助金4,628万円の減。道路、公園、住宅に係る社総交の交付額確定によるものでございます。7目特定防衛施設周辺整備調整交付金1,266万3,000円の増。説明記載1事業分でございます。今回2次交付分の内示がございまして、給食センター整備事業について基金として積み増しを行うものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

16款3項3目土木費国庫委託金118万4,000円の減。遊水地に係ります国直轄部分の除草業務委託分でございます。

17款 1 項 1 目 民生費県負担金7,000円の減。1節の国民健康保険基盤安定負担金32万4,000円の減。4節児童福祉費負担金31万7,000円の増でございます。2項 2 目 民生費県補助金330万円の減でございます。児童福祉費補助金として説明記載5事業分の増減でございます。3目衛生費県補助金19万5,000円の減。1節健康増進費補助金及び3節保健衛生費補助金の減でございます。4目農林水産業費県補助金19万円の増。多面的機能支払推進交付金については減、環境保全型対策事業に係る分の補助金については増分でございます。5目教育費県補助金128万2,000円の減。心のケアハウス運営支援事業補助金確定によるものでございます。3項 2 目 土木費県委託金18万1,000円の増。県管理河川堤防除草委託金分でございます。

19款 1 項 1 目 一般寄付金 9 万9,000円の増。1件分でございます。

20款 2 項 2 目 減債基金繰入金4,500万円の減。3目地域振興整備基金繰入金7,000万円の減で、いずれも他財源充当により減額するものでございます。5目人材育成基金繰入金61万8,000円の減。中学校の修学旅行未実施のための繰入金の減額でございます。10目赤水処理施設維持管理基金繰入金1万5,000円の増。人件費に対応するため増額となるものでございます。

次のページをご覧願います。

22款 4 項 1 目 雜入602万6,000円の増でございます。1節保健衛生費手数料については39万2,000円の減、説明記載2手数料の減分でございます。4節雑入641万8,000円の増で、説明記載の10事業の増減分でございます。

23款 1 項 1 目 土木債4,000万円の減。1節道路債1,450万円の減、説明記載3事業分の増減分でございます。2節公園債550万円の減、クリエートパーク遊具更新工事分でございます。3節住宅債2,000万円の減、河原住宅1・2号棟の改修工事分でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。15ページからになります。すみません。

歳出でございます。1款 1 項 1 目 議会費33万1,000円の増でございます。

2款 1 項 1 目 一般管理費185万1,000円の増でございます。人件費の調整によるものでございます。4目会計管理費6万5,000円の増、人件費の補正でございます。5目財産管理費5,000万円の増でございます。工事請負費分でございまして、役場庁舎の空調設備改修に係る工事費でございます。現在、A重油式の吸収式冷温水機分でございますけれども、これを空冷ヒートポンプ式に改修するものでございまして、工期については令和3

年、来年の6月まで工事を終える予定となっているものでございます。6目企画費1,151万3,000円の増でございます。18節につきましては、代替バス運行補助額の確定による減額、24節積立金については9条交付金の調整によるものでございまして、学校給食センター整備に係る基金への積立金を計上しているものでございます。2項1目税務総務費11万7,000円の増、人件費の補正でございます。2目賦課徴収費4万8,000円の増、消耗品費及び手数料の増でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3項1目戸籍住民基本台帳費35万9,000円の増、人件費の補正でございます。4項2目常時啓発費9,000円の増、報償品分でございます。

3款1項1目社会福祉総務費99万7,000円の増。1節報酬につきましてはシルバー人材センター事務局職員予定者の3名分の2か月の報酬、2節から4節につきましては健康福祉課職員の人件費の補正、10節需用費につきましてはシルバー人材センター設立に係る消耗品、11節の役務費につきましてはシルバー人材センター設立登記に伴う登記手数料、12節の委託料につきましては、特別定額給付金システム改修終了による請差の減、13節使用料につきましてはシルバー人材センター設立に伴う2か月分のシステムのリース料、17節備品購入費につきましてはシルバー人材センター設立に伴う各種備品の購入費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載2補助金分の減額でございます。27節繰出金につきましては、国保会計の繰出金の減となっているものでございます。2目国民年金費2万8,000円の増、人件費の補正でございます。3目老人福祉費193万3,000円の減、7節及び10節につきましては、敬老会中止に伴う経費の減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

12節委託料でございます。在宅介護に係る独り暮らし寝具消毒サービス委託料の減でございます。27節につきましては介護保険及び後期高齢者会計への繰出金の増減でございます。4目障害者福祉費49万2,000円の増、7節から12節につきましては、障害者福祉計画に関する経費の減でございます。18節につきましては、身体障害者用自動車改造費補助の増、19節の扶助費につきましては自立支援医療費の増、22節償還金利子及び割引料につきましては、障害者自立支援給付費の国、県への補助金返還分でございます。5目福祉センター管理費26万4,000円の増、施設の修繕及びコピーカウンター料の増でございます。2項1目児童福祉費総務費39万円の減、子育て支援祝い金事業分の減でございます。

ます。2目児童措置費2万4,000円の増、児童手当支援事業に係る国庫補助金返還分でございます。4目児童館費、財源の入替えでございます。5目児童保育費606万8,000円の減、3節、4節については人件費の補正、7節についてはことばの教室事業縮小のための減、12節委託料につきましては、地域型保育施設運営委託料の増、18節負担金補助及び交付金については、説明記載3補助金分の増減でございます。6目児童福祉費127万1,000円の増、障害児通所支援事業に係る扶助費の増でございます。

4款1項1目保健衛生総務費112万円の減。2節から4節までは人件費の減。

次のページをお開き願いたいと思います。

7節報償費及び10節の需用費につきましては、食育講演会中止に伴う講師謝礼、賄い材料費等の減でございます。12節委託料の増につきましては、脳健診委託料の増でございます。2目母子保健費2万9,000円の減、人件費の補正及び17節の備品購入費の減でございます。22節につきましては、母子保健情報連携システム改修事業費補助金の返還金分でございます。3目予防費188万5,000円の増、7節につきましては健康運動サポートフォローアップ事業及び栄養指導事業、歯科指導事業中止による減でございます。10節及び13節についても健康増進事業中止に伴う消耗品や会場使用料の減でございます。11節役務費及び12節の委託料につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴うクーポンの郵送料や接種システム改修費をそれぞれ計上しているものでございます。4目環境衛生費16万7,000円の増、2節から4節については人件費の補正、18節につきましては環境衛生組合連合会への補助金の増、27節につきましては合併処理浄化槽会計の繰出金の計上となるものでございます。2項2目塵芥処理費552万1,000円の減、台風19号災害に係る稻わら分別費に係る委託料確定に伴う減額補正でございます。

次のページをお開き願います。

3項1目上水道施設費28万5,000円の減、18節につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る水道料金の基本料金の減免対策が終了いたしましたので、その執行残を減額をするものでございます。

5款1項2目農業総務費、財源の入替えでございます。3目農業振興費833万9,000円の増、10節は消耗品の増、18節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載5補助金の増減でございます。22節につきましては多面的機能支払交付金の返還金分でございます。4目畜産振興費2万円の減、これも新型コロナウイルス感染症対策に係る畜産経営継続緊急支援金事業終了に伴う減でございます。5目農地費34万8,000円の増、松原地

内の農道のり面復旧工事に係る経費の補正でございます。2項1目林業振興費48万8,000円の増、森林環境譲与税に係る基金の積立て分でございます。

6款1項1目商工総務費274万1,000円の増。10節から13節につきましては、企業との新年会中止に伴う経費の減額補正、18節負担金補助につきましては、企業立地促進奨励金の増でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2目商工振興費480万円の減。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び地域商業支援金事業終了に伴う減でございます。3目排水管管理費2万5,000円の増、人件費分でございます。

7款1項1目土木総務費4万8,000円の増、人件費分でございます。2項1目道路維持費800万円の増でございます。12、13、15節につきましては、道路維持に係る委託料、重機借り上げ料、原材料の増でございます。14節工事請負費につきましては、村道奥田西線、区画線の設置工事の増額補正でございます。2目道路新設改良費3,547万3,000円の減、説明記載の3事業分の増減でございます。12節につきましては尾西中山線設計業務委託の減及び海老沢線外2路線の不動産鑑定業務の減。14節工事請負費につきましては尾西中山線、模田戸口線が増額と、海老沢線外2が減額となるものでございます。16節公有財産購入費及び21節補償補填及び賠償金につきましては、尾西中山線に係る用地買収費及び物件補償が確定いたしましたので減額補正となるものでございます。3目橋梁維持費143万2,000円の増、13節及び15節につきましては、むつみ橋の護岸補修に係る経費の計上でございます。14節につきましては海老沢橋の補修に係る工事請負費の増額計上となるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3項1目河川総務費142万3,000円の減、善川、模田防災調整池の除草業務他河川維持管理完了に伴う減でございます。4項2目公園費1,040万円の減、クリエートパーク遊具更新工事確定に伴う減額補正となるものでございます。5項1目住宅管理費3,680万円の減でございます。10節の需用費につきましては、河原住宅3号棟の希望修繕及び退去修繕等の増でございます。12節委託料及び14節工事請負費につきましては、河原住宅1・2号棟の工事管理業務、工事請負費の請差の分でございます。2目定住促進住宅管理費108万3,000円の増、人件費の補正と10節は退去に係る修繕料の増額補正でございます。

9款1項1目教育委員会費14万円の減、8節につきましては教育委員の費用弁償の件、

10節需用費につきましては、消耗品の増、18節負担金補助につきましては、説明記載の負担金の減でございます。2目事務局費205万8,000円の減、1節報酬につきましては奨学資金対応選考委員及びこころのケア職員の報酬の減及びA L Tの報酬の増でございます。2節から4節につきましては、職員等の人物費の補正、8節旅費につきましては、職員旅費及び心のケアハウス職員の費用弁償の減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

13節使用料につきましては、心のケアハウスに係る公用自動車リース料の減、18節負担金補助につきましては人材育成事業中止に伴う減でございます。2項1目小学校の学校管理費でございます。25万5,000円の増、1節につきましては校内耳鼻科帯同看護師の報酬の減、2節から4節につきましては人物費の補正、8節の旅費につきましては学習支援員等の費用弁償の減でございます。12節委託料につきましては警備保障委託料確定に伴う減でございます。13節の使用料についてはカラーコピーリース料確定に伴う減でございます。14節工事請負費につきましては、小学校の中庭ステージシートの張り替えの工事の増額補正によるものでございます。2目教育振興費160万6,000円の減、スクールバス運行委託料の確定に伴う減でございます。3項1目中学校の学校管理費でございます。371万2,000円の減、1節につきましては学習支援員報酬の減、2節から3節につきましては人物費の補正、8節旅費につきましては学習支援員等の費用弁償の減でございます。12節委託料につきましては、警備保障及び施設保守委託料の確定に伴う減でございます。13節使用料はカラーコピーリース料確定に伴う減でございます。2目教育振興費83万9,000円の減、いずれも学び支援事業中止に伴う減額でございます。4項1目社会教育総務費1万円の減でございまして、人物費の補正でございます。

次のページをお開き願います。

2目公民館費215万1,000円の減、人物費の補正及び7、10、11節につきましては、村新年会中止に伴う経費の減額補正でございます。5項2目体育施設管理費159万5,000円の減、村民体育館天井補修工事及び村民プールの濾過ポンプモーター交換工事の取りやめのための減額補正となるものでございます。3目学校給食センター管理費1万3,000円の増、人物費の補正でございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費1万5,000円の増、人物費の補正でございます。

13款1項1目予備費14万円の増、調整によるものでございます。

なお、33ページから給与費明細を添付しております。これについては12月補正分まで全て反映させた今現在の明細でございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

一般会計についての補正については以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川克也君。

1番（小川克也君） 29ページの人材育成派遣事業補助金についてお聞きします。

減額の主な理由と、補助金の設置目的、また、基金はどのような事業に充てることができるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政でよろしいですか。教育委員会。教育次長。

教育次長兼学校教育課課長（齋藤 浩君） 教育総務費の中で補助金といたしまして、この人材育成派遣事業補助金61万8,000円となっておりますが、こちらにつきましては、中学校3年生の修学旅行時の人材育成事業といたしまして、劇団四季による公演、そういったものの、そういった文化的なところを生で鑑賞するということで、そういったもので人材育成を図るということで予定していたこの補助事業でございますけれども、中学校の修学旅行が新型コロナの影響によりまして中止になったということで、その充てる事業がなくなったということで今回減額をするというものでございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） どういった事業に充当できるのかということでございますけれども、この基金につきましては、交流、研修活動を推進し、創造豊かな情熱あふれる人材の養成を図り、独創的で郷土愛に満ちたまちづくりを推進するためということを目的に設置したものでございます。事業といたしましては、指導者育成事業、技術研修事業、学術文化スポーツ派遣事業、その他村長が必要と認める事業、この4項目が対象事業となるものでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 補助金の設置目的でもある、今コロナ禍で交流活動等、本当に減っています。子供たちが楽しみにしていた、先ほど説明ありましたが、修学旅行や様々な行事も中止する中、12月8日に中学校で子供たちに少しでも元気になって中学校生活の思い出づくりの一助として打ち上げ花火を行うそうです。住民から聞いたところ、人材育成基金を活用してできないかと問い合わせしたら、花火には充てられないとの回答だったそうです。学校の予算が限られている中で、打ち上げ花火も3分間だけの花火になるそうです。そこで学校側ももう少し基金を活用して花火を上げたいとの思いで相談に伺っ

たのかと思います。確かに趣旨が若干違うところもありますが、しかしコロナ禍で修学旅行等が中止する中、今年は特別な年でもあります。私も実際夏、衡下で花火見まして、本当にやる気と元気とか、コロナに負けないぞという前向きな気持ちにもなりました。子供たちも花火を見て必ずそう思い、感受性豊かな人材育成を十分に図れる事業だと思いますが、本当にこの基金を活用することができなかったのか、その辺について伺いたいと思います。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　その事業につきましては、先ほど申しました4つの事業、こちらの事業のどれにも当てはまらないということで、今回人材育成基金を活用しての事業には至らなかったということでご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）　小川克也君。

1番（小川克也君）　4つの事業に当てはまらないとありますが、事業の中で村長が必要と認める事業に基金を充てることができます。いろいろ手続や申請期間が短いのも活用できない理由にあるかと思います。しかし、来年度も同じように修学旅行が中止になるかもしれません。学校側も日々感染防止に努め、緊張感を持ちながら子供たちにいろいろと何か考えてしてあげたいという思いの部分が多分あるかと思います。学校側から基金を活用したいとの要望があるのなら、柔軟に対応していただきたいと思います。その辺の考えについて、村長にお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　ただいまのご質問ですが、人材育成基金の今回の不用額については、課長の説明のとおりでありますが、村長が必要と認めた場合のという特例があるということではありますけれども、実際に私にそういった要望が直接届いていなかっただし、私は、今思えばそういうことはその4つの要件には当てはまらないとはいえた未来の、将来の人材、大衡中学校の生徒さん、その方々の将来の一人一人発表、将来の自分の生き方、そういうものをみんなの前で発表するというようなお話をありますから、それはやっぱり人材育成等々にもつながってくるとは思っています。ですから、そういうことが私、もちろん教育委員会を通じてでありますけれども、に届いていれば私も考える余地はあったのかなと今思っているところでもございます。したがいまして、今回は8日でしたか、実施日、今回についてはちょっと間に合わなかったわけでありますけれども、その辺はご理解をいただければと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） おはようございます。18ページの民生費社会福祉総務費の関係で、このコロナ禍、国を挙げて今年度は国民に対する特別定額給付措置がなされたわけであります。村の予算におきましても大きく金額的に占める事業であったわけですけれども、その関係、歳入のほうでは総務費国庫補助金で60万円減額しまして、さらに18節の特別定額給付金で60万円減額と。11月19日の常任委員会におきましては、給付総額、給付率が99.9%、給付額が5億9,270万円、未支給が80万円という説明を受けております。これからしますと結果として最終の給付総額、同数字になると思いますけれども、給付人数と給付総額をまず伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） ちょっとお待ちください。給付総額については、1人当たり10万円ですので、実際未支給が7世帯8名除いた分が総額となるものでございまして、ちょっと今細かい資料を持っていないので、申し訳ございませんが、未支給自体の差し引いた金額が総支給額というふうになります。1人当たりは10万円ということになります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 10万円は誰しも理解しているところかと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、先の説明は8月14日までの締めですか、申請、それで支給額が5億9,270万円、要するに5,927人に支給と、その段階で8人80万円、亡くなった方も入っているという説明を受けました。80万円未支給という、予算上残っていると。今回60万円減額ということは、結局常任委員会説明額に2人分合計した金額ですよね、課長。その確認をしたいということで、今回の、要するに村の予算規模からすると5億9,000万円の支給、非常に大きいウエートを占める事業でありますので、国の事業とは申せ。その辺数字をきちんと確認させていただきたいゆえに質問しました。その考え方で課長、間違いないですね。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） すみません、大変失礼しました。総支給人数が5,927名、総支給額が5億9,270万円でございまして、議員おっしゃるとおり8名の方が未支給となっておりまして、今回その補正で60万円減額で残の予算と執行が同額になるわけでございますけれども、その2名のずれに関しましては、当初補正予算で上げさせていただいたとき

から、臨時議会で上げさせていただいたんですけども、そのとき住基上で捉えている人数、4月の基準日、27、28の基準日の人数を捉えていたんですが、その後遡及して届け出た住民、転出とか死亡が後から届け出がございますので、当時補正で上げた、捉えた人数と若干のずれがございまして、2名ほどのずれがございまして、その分の20万円のずれというふうに理解していただければと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） いま一度、最終的に確認します。今回の特別定額給付金の住民に対する最終支給人数は、そうしますと5,929人でよろしいですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 5,927名でございます。

議長（細川運一君） いいですか。もう1問だけ許したいと思います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） いや、課長、11月の常任委員会で5,927人に支給、99.9%、その段階でまだ8名に未支給ゆえに未支給額が80万円ありますと。今回60万円減額ということは、11月常任委員会説明後20万円を2人に支給したということになれば2人加算されて5,929人ではないんですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 20万円の差の関係ですけれども、いわゆる当初、臨時議会で補正予算を計上した額が5億9,330万円、5,933名分を計上しております。総支給額5億9,270万円、5,927名分に最終的に支給しておるので、差引きの60万円が予算残額になっておりますので、その分を減額補正させていただいたということでございます。

議長（細川運一君） もう少し簡単に言ってもらえばいいんだけれども。皆さんご理解いただけたと思います。

石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私もコロナ関連の対策事業についてお尋ねをいたします。国の臨時交付金、充当した事業、結構な数があったんですが、今回いろいろ補正が出ていますけれども、全体的に確定したことによる補正なのかなという思いがするんですけども、それぞれの事業についての今現在のほぼ確定した金額というのは幾らぐらいになっているものかお伺いします。いろいろな予算項目にわたりますけれども。いいですか。農業関係、農産物出荷とか畜産系支援、あるいは子育ての祝い金です。あと、商業関係で拡大防止の協力金、地域商業支援金、それぞれ補正出ていますが、そういう部分の補正後の今

現在のほぼ確定したであろう金額。件数も分かればお伺いしたいと思いますが。

議長（細川運一君） まず産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ちょっと順不同になるかと思いますが、今お話しいただいた順番でいきますと、農産物出荷促進支援金につきましては2期に分けておりますので、まだ下期分がこれからということでございます。ただ、現在の上期分、2月から6月までの分は締め切っておりますので、こちらの状況についてはご説明させていただきます。

2月から6月までの出荷促進の支援金の総額につきましては、490万6,000円となっておりまして、件数として27件となっているものでございます。

それから、畜産経営の継続緊急支援金、これにつきましては、肥育牛に1頭当たり1万円、繁殖牛に1頭当たり5,000円という中身でございます。農家の件数としましては28件、肥育4頭、繁殖348頭ということで、合計いたしまして支出している金額178万円ということでございまして、今般予算との差額2万円を減額させていただきたいと思っているものでございます。

それから商業関係でありますけれども、4月から5月にかけての休業協力金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、内訳として県から20万円、村から10万円、さらに単独で10万円追加しまして20万円ということで、合わせまして県20万円、村20万円、合計の40万円の協力金でございますが、こちらにつきましては件数11件、440万円を支出して事業を完了しております。今回予算残については減額をさせていただいているものでございます。

地域商業支援金につきましては、今お話ししました協力金の対象外となる事業者飲食店に支給したものでございますが、村単独で20万円でございますけれども、14件、280万円を支給、支払いいたしまして、支援いたしまして事業が完了しておりますので、これについても今回残額を減額でお願いしているところでございます。

それから、信用保証の関係でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策融資保証料補給金、別枠融資のセーフティネット補償に関する保証料、信用保証協会への保証料を補給する事業でございます。こちらについては上限が50万円となっているものでございますが、まだ継続中でございますが、現在の受付、支払い件数としましては4件、174万4,906円ほど支出ということになっております。

それから、地域産業継続支援金につきましてですが、これについては売上げが減少している、20%以上減少している事業者に対して支援金を1事業者当たり20万円支給させ

ていただいているものでございます。これにつきましては10月末で事業が完了となっておりまして、65件、1,300万円の支給をさせていただいているものでございます。

産業振興課分については以上でございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 今般のコロナウイルス感染症の関係で事業の中止を行いました敬老会事業につきましては、今補正でのものになります。支出につきましては子育て生活支援緊急給付金事業、こちらにつきましては2回実施しております、対象者数、対象児童者数が1,077人、1万円の給付ということで2回給付してございます。あと現在実施しております臨時特別定額給付金ということで、出生されたお子様に対して令和3年3月31日までにお生まれになったお子様に対しての1件当たり10万円の支給は現在進行中でございまして、その件数につきましては、大変申し訳ございません、手元にちょっと資料がございませんので、申し訳ございませんが現状進行中ということでご理解いただければと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 水道料金の減免の関係になりますけれども、5月使用分、6月使用分、7月使用分の3か月の延べ件数で5,855件、減免額で1,765万710円になっております。これに加えまして、他町から給水を受けている世帯への補助金の交付ということで、対象が2件ありますと、延べ件数3か月分になりますので、延べ6件で金額が1万2,540円となっております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 事業が完了したもの、あるいは継続中のものがありますと、全体的な金額がまだ固まらないと思うんですけれども、今現在で国の交付金総額で1億円ちょっとでしたか、交付、それが確定すれば、もし残がでれば返還ということになるなんでしたか、確か、実績として。その辺の状況見通しはどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） これについては第1次分と第2次分という配分がございまして、ちょっと金額の細かいところまではあれですけれども、1億2,900万円ぐらいだったと思います、交付金といたしましては。実施計画上、実施計画で内閣府で認められた数字ということで、総事業費については1億6,000万円ぐらいの事業費を当て込んでいるところでございまして、実際今の見込みといたしまして、1億2,900万円の事業相当分はクリア

できるだろうというふうには見込んでおります。ただ、例えばそれに満たなかつた場合については当然補助金の返還という形にはなるものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 当初の計画見込みから大分金額的に差が出たのも多分あるんじゃないのかと思うんですけども、今回補正で増額したもの、あるいは確定で減額したものがあるんですけども、その辺の当初見込んだ、予測が難しい部分もあったとは思うんですけども、そういういたところで実際の実績確定するであろう部分との差が出た分の理由というか、原因というのはどのように考えておられるんでしょう。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 対象人数が分かっている方については当然ある程度の金額というのは試算ができると。ただ、さっき言ったとおり、地域商業支援金ですとか、いわゆる申請の形になっておりますので、その部分については補正のときにある程度概算で予算要求はさせていただいた分もございますけれども、なかなか申請中の部分についてその部分が見込めなかったというのはあろうかと思います。あとは当然水道の関係も人数等は当然分かっておりますので、月数ですね、そこら辺の分についてはほぼ予算どおりにはなっておりますけれども、商業関係の部分についてなかなか、若干、いわゆる乖離というのはあったというふうには考へているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君

10番（佐々木金彌君） 財産管理費のほうでまずお伺いしたいと思います。今回5,000万円ということで、空調関係とか出ていますけれども、この空調設備がダウンしてから随分いろいろな計画で根本的なことまで考へて対策を練っていらっしゃると思いますけれども、この5,000万円で対応できる範囲内と、それから全体的にどうしても庁舎全部を直さなければならぬようなものというのと区別がございましたら知らせていただきたい。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） こちらの部分については、いろいろな方策を考えました。当然今現在、今回改修の部分については既存の配管を利用してヒートポンプの方法でやるという形で、これは一番、多分安い方法になろうかと思います。ただ、いわゆる天井の吊り下げ方式などまるきり改修をかけてヒートポンプでまるきりそういった部分で改修をかけるとなった場合は、例えば事務室の移動等も出てくるという部分もありますので、一番いろいろな検討をした結果、今回の改修、外付けにヒートポンプでその配管を利用

するという方向になったところでございます。

なお、今現在公共施設の長寿命化計画、もしくは個別施設計画というのを策定してございまして、この役場庁舎自体については建て替え、喫緊で建て替えという方策は今のところは考えてございません。いわゆるそういった部分で改修をして長寿命化をさせるような形にしたいというふうに思っておりますので。ですから、今回空調設備につきましては部分的な改修ということでの考えで工事計画を今回計上させていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君

10番（佐々木金彌君） 一番基本となる空調の起こしている部分、その部分についての対応としては、現在のまま使えるのかどうかという意味も含めて配管なりだけで対応できるものかということで改めてお聞きします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 今現在のA重油式の部分については当然使えません。使えないというのは真空が保てなく、そこで冷水、温水はできるんですけども配管まで行く圧力というのが足りないということで、なかなか冷えない、暖まらないという状況でございます。ですので、これについては例えばオーバーフローすると800万円ぐらいかかりますと業者から提示を受けてございます。ただ、それはオーバーフローしたとしても直るかどうか分かりませんというようなお話をいただいておりますので、今般一応改修という形で考えていたところでございます。オーバーホールでございます。大変失礼いたしました。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君

10番（佐々木金彌君） 根本的なものは庁舎全部改修するわけにはいかないからそれらは来年度以降に考えるということの話だというふうに思っておりますし、現在、今対応しているこういったいろいろなリースなり何なりで対応しているものとの接点というか、どのようにするのかという意味で改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 今現在目の前にもあるとおりブルーヒーター等はございます。ですので、これについてはリースで買取りではございませんので、その時期が来れば、何月までリースをするか分かりませんけれども、リース契約でございますので、その部分についてはリース会社のほうへ返す。当然来年の6月までにエアコン、空調設備を改

修する予定でございますので、その部分で、こういった、来年の夏場であればスポットクーラーは当然必要ではなくなるような形でございますし、今回の冬場のブルーヒーターだけで多分十分だというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君

4番（小川ひろみ君） 歳入について、まず9ページ、固定資産税補正額4,600万円、こちらは多分石川議員の一般質問でもそのような内容はありましたけれども、この補正額4,600万円の要因と、それから10ページ、衛生費国庫補助金240万円、感染症予防事業費等補助金、こちらは歳入でこの数字が示され、支出として、21ページ、予防費の新型コロナワイルスワクチン接種事業240万円が示されていますけれども、この内容をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） お答えいたします。固定資産税の4,600万円の増額補正をさせていただいております。現時点での最終の調定見込みに、現時点での収納率の予定を掛けたもののを10億7,800万円というふうに見込んでおって、4,600万円の増額補正をさせていただいたところでございます。その要因といいますのは、法人の課税免除の額が今年度確定したことに伴います。あとは当初予算計上は例年現時点での次年度の総評価を見込んで当初予算を計上しておりますので、その年度途中で構成等増減あります。それらもほぼ確定しつつあるということで今回4,600万円の増額となったものでございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業ということで、国のはうから補助率10分の10でございます。242万円につきましては、支出見込みといしまして消耗品費、コピー用紙代等、それから通信運搬費、こちらはクーポン券などを発送する郵便料でございます。それからシステム改修に伴う委託料ということで、予算のほうを計上させていただいております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君

4番（小川ひろみ君） 固定資産税のほうで再度お尋ねいたします。固定資産税の法人部分の金額と、あと村税の部分の固定資産税、どのくらいであるのかお尋ねいたします。

それから、新型コロナワイルス事業、今の説明ですと、消耗品、コピー費とかクーポン券とかという、何かまだその事業をどのような形でするということの詳細はないものなのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） 個人と法人の内訳といいますのは、納稅義務者の件数の内訳でございますか。現時点ではちょっと捉えておりません。当初予算ベースになろうかと思いますが、ちょっとお待ちください。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

税務課長（残間文広君） 先ほど大変失礼いたしました。先ほどのご質問の、今回の補正額に対する個人と法人との内訳というようなものはあるのかというご質問でございますが、課税上、個人と法人の内訳というのは出してございません。しかしながら、今回の補正の主な要因といいますのが、先ほど申し上げましたように当初予算の見込みと現時点での見込みの差を今回補正させていただいておりますが主なものは家屋の新築、家屋、工場等の新築分、あとは法人の償却が主なものでございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 新型コロナワクチン接種の体制確保事業につきましては、案の段階ではありますが来年初めにも接種が可能ではないかということで、マスコミ等でも報じられておりますが、仮に来年初めに新型コロナワクチンの供給が可能となった際には速やかに対応できるように整備体制を整えておくようにというものでございます。都道府県、市町村等の役割も示されておりまして、現段階では案ではございますが医療機関との調整や委託契約、それから住民への接種に関する勧奨や通知ということで、市町村の役割は示されております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 固定資産税、この今家屋の新築、法人の償却ということでお話ありました。今後の見込みはどのように捉えているのかお尋ねしたいと思います。これからというものは来年度です。減ると見込んでいるのか、増額していくのかということでお聞きしたいと思います。

あと、新型コロナワクチン接種事業、案としては来年初めの接種もあり得るかもしだい

ないという課長のお話がありました。これは、今案と示されている部分で集団になるのか、個別になるのかということもいろいろ報道されていますけれども、どのような形になっていくのか、また、それは償還払いになるというような考え方なのか、今の方向でいいのでお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（残間文広君） お答えいたします。今年度と来年度の見込みということでございますが、1つは、先ほどお話ししましたように、次年度の予算をシステムの総評価を見込むということはあるんですけれども、本来であれば例年どおりであれば現時点で見込むことができるんですが、今朝ほどの新聞報道でもあったように、まだ次年度のコロナ関連の税制制度、まだ国で検討しているということでございまして、その部分については現時点で見込むことがちょっと困難ということでございますので、今年度ベースで現在考えておりますのは、令和3年度は3年に1度の評価替えの年度でございまして、それらの影響と、コロナの影響によりまして法人の設備投資も落ち込むのではないかということも見込んでございます。土地家屋償却全て含みまして、恐らく5,500万円ほどちょっと落ち込むのではないかというふうに考えておるところでございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） ワクチン接種につきましては、自治体の判断だけではできませんので、医師会を通じて接種可能な医療機関があるのかどうかというところもまず最初に確認しなければいけないところと思っております。現在集団か、あるいは個別かというお話につきましても、その対応が可能な医療機関があるのかどうかというところもまだ確認ができていない状況でございます。実際接種が可能となった際には、クーポン券の発行を行いまして、こちらのほうで医療機関への支払いということで考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君

6番（佐々木春樹君） 人材育成事業の補正についてお伺いします。先ほどいろいろやりとりございましたけれども、人材育成の考え方として、村長まで話が通じていれば対応できたのかというふうな印象がございました。どの時点でそのことが止まったのか、またまだ年度途中でありますのにこの事業費、削減するというふうな考え方、いかがなものかと思うのですけれども、その辺お伺いします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課課長（齋藤 浩君） まず、今回この時点で減額する理由という話でございますけれども、こちらにつきましては、中学校の修学旅行の事業費に充てるという人材育成基金のほうからの決定に基づいての事業という補助金の計上でございますので、そこの修学旅行の分についてはなくなったという時点でこの事業の執行はできないということでの減額となるというものでございます。

また、どこで止まったんだというお話だとは思うんですけども、PTAのほうの事務局、それは中学校の教頭先生のほうからそういった事業をやっていきたいということでお話はございまして、初めは上げるところの場所の関係で、保安距離等の関係から多目的運動広場、そちらのほうに影響が及ぶということでそちらのほうの使用、借用の関係、そういうしたもので相談がございまして、初めに公民館長宛ての同意書をいただきたいというようなお話がございましたので、そういうもののを見せていただいたところ、公民館長ということでの承諾ということではなくて、その間に中央公園もありますから、村長宛てだということでのご相談と、あとは中央公園のほうも関連してきますので、都市建設課、そちらのほうとも相談させていただいて、その事業を実行する部分についての間に入ってお話しをさせていただいたという経緯はございます。そちらでPTAのほうの事業になりますので、そちらとしての人材育成基金のほうが使えるのかということについてのご相談もありましたので、そちらにつきましては、教育委員会の所管部分ではございませんので、総務課のほうに相談をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） あくまでもこの、正式にそういった相談があったのかどうかということになりますけれども、そういうことまでには至っていなかったのではないかと。ただ、こういう事業をやりますというお話だけは伺ったというふうには理解しているところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君

6番（佐々木春樹君） 今の説明ですと、修学旅行に充てる基金だったので、まず減額したこと、それから、村としての人材育成の考え方は共通理解できたと思いますので、何らかの事業をこれから行うということがあればまた増額補正をするというふうな理解でよろしいですね。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼学校教育課課長（齋藤 浩君） 教育委員会所管の、関連のほうの事業で人材育成基金の対象になり得るようなもの、そういったものの事業計画があるのであれば、それについてはうちのほうを通して所管である総務課のほうに提出するという流れになってございますので、そういった案件が出てくれば、そういった流れに乗せてていきたいと思います。ただ、人材育成基金の決定につきましては、運営委員会等、そういったものを諮ってするという流れになっておりますので、それが時期とかそういったものについて教育委員会側で行うものではございませんので、その辺についてはちょっとお答えしかねるところでございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、令和3年度事業の関係につきまして、11月16日に人材育成基金の運営委員会会議を開催してございます。その会議の中で出た話でございますけれども、令和3年度においてもこのようなコロナの状況が変わらなければ、多分同じく修学旅行は中止になるでしょうと、そういった場合の代替案についても中学校のほうで考えていただきたいというふうなことでお話しをしているところではございます。その案が固まり次第、再度村のほうに提出をしていただきたいというお話をさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君

6番（佐々木春樹君） 様々手続あるのは分かっておりますが、今コロナ禍で特別な年であるということも鑑みれば、受け身ではなくてこういった申請の仕方がありますとか、こういった方法を取れないかということを学校と教育委員会と一緒に何か取り組もうというふうな意識を持っていただきたいと思うんですけども、そういった関係で、教育長、お考えお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今回のPTA行事につきましては、初めに相談がありましたので、その内容についてお話を伺いました。中学校3年生の主張をするという場を設定するということで、すばらしいことだということで伺っておりました。ただ、その前に一言、PTAの会長だったと思うんですけども、PTA行事で、今年度新型コロナウイルス関連で使用できるお金が少し余っているので中学生の主張のときに花火を上げて盛り上げたいというふうなお話も伺っておりました。発生した部分がPTA行事というところが私の頭の中にありましたので、中学校3年生の主張については非常に私は感動したとこ

ろだったんですけども、人材育成基金の活用というところまでは私の頭の中には動いては行かなかったのが現状であります。今後、様々な小学校、あるいは中学校からの資金支援等があった場合は、どこからどういう形で出せるかどうかということ、そしてまたそれが必要かどうかということを検討した上でしっかりと想えていきたいというふうに思います。

議長（細川運一君）ほかに質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君）予算書26ページ、橋梁維持費に関係して質問をいたします。143万2,000円、説明によりますとむつみ橋の護岸工事というふうなことでございますが、金額的にはその工事という部分にしては大きな金額ではないんですが、この工事の概要についてご説明を願います。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）2件ほどございまして、1つがむつみ橋の補修ということで、埋川にかかりますむつみ橋の橋台の部分で、点検の結果一部ブロックが破損しているところがありましたので、そちらの部分を補修するというのが1件、それと、工事請負費のほうで対応するのが海老沢橋の補修でございまして、こちらにつきましては、今現在善川にかかっておる海老沢橋ですが、管理が国交省の直轄河川になっておりますので、そちらと協議をさせていただいて、こちら仮設をしっかり組んだ上での支障の補修という、2件の工事になっております。

議長（細川運一君）赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君）数少ない、地名がついていないむつみ橋というふうに聞いているんですけども、ここはご承知のように通学路の途中にもなっているはずなんですが、そうしたことに対する影響はないものなのかどうかも含めてご説明を願います。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）ご質問のとおり通学路になっている場所ではございますが、補修箇所が橋の下の部分になりますて、今回通学等には支障のないような形で工事のほうは進められるように段取りをするところでございます。

議長（細川運一君）遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君）1件だけ、13ページの雑入の中で、10事業報告されておりますけれども、その中の参加者負担金、金額はともかく、参加者負担金の項目がありますけれども、何の参加だからちょっとお聞きします。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）いわゆる社会教育関係の講座関係になろうかと思いますけれども、その参加者から、例えば1,000円とかという部分の参加者の負担金等々をいただいたり、あとは新年会等々の負担金等々もそれに入っているかと思われます。

議長（細川運一君）佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君）道路改良事業の中で、2つの事業についてお伺いしたいと思います。まず、模田戸口線の舗装補修工事、これは新規事業だと思うんですけれども、これも今年度の工事の内訳詳細とそれから海老沢線、これは約4,000万円ぐらい減額になっていますけれども、どういった理由なのか、その辺のことをお伺いします。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）まず、模田戸口線ですが、こちら今年度初めて舗装補修事業として事業を起こす形になりまして、今回要望しておりました補助金、社会資本整備総合交付金のほう、一部内示をいただいたということでそちらのほうで舗装補修、今年度予算の範囲内になりますが、100メートルほどの舗装補修を行う事業となっております。内容といたしましては舗装補修ですが、現在の舗装が、表層が5センチの1層仕上げになっておりますが、昨今の大型車両の増加も伴っておりますので、舗装補修に併せて舗装断面も少しワンランク上げた形で改良を行いながら舗装補修を行うという事業になっております。

それと、海老沢線の関係ですが、海老沢線につきましては、変更理由といたしましては国費の内示額確定に伴う減額となっておりまして、当初工事費で1億3,300万円ほど予算つけておりましたが、国費の内示に合わせまして、今回減額をして補正をしたという理由となっております。

議長（細川運一君）佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君）この補助額はどのぐらいなんでしょうか。100%なのか、その辺と、それからこの舗装を2層にするということなんですけれども、要するに2層ですから10センチということなんでしょうけれども、これは今の現況の高さと同じにするものなのか、1層分上がるものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。それから、海老沢線、今現在の進捗状況はどうなっているのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）まず、模田戸口線の補助率ですが、補助率自体は2分の1、

50%の補助率になっております。ただ、今回補正させていただいた額につきましては、国庫補助金が内示があったのが168万9,000円となっておりまして、この補助率2分の1なので、補助対象事業費としては337万8,000円となっておるんですが、ちょっと事業延長をある程度100メートルほど実施したいということで、その部分に一般単独をつけさせていただきまして、730万円の工事費で行うということでございます。

それと、舗装補修の高さ関係ですが、基本的には現道と同じ高さで仕上げるような形を計画するものでございます。

それと、海老沢線の進捗状況ですが、現在の進捗状況といたしましては、用地等補償の契約のほうを進めさせていただいておりまして、進んでいるところでございまして、年内、もしくは年明けぐらいに工事のほうを発注させていただきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 楠田戸口線なんですけれども、100メートルということなんですけれども、これは年次的に施工をやっていくものなのか、それで多分年次的にやっていくと思うんですけれども、今のところ計画されているのは楠田戸口線なんですけれども、楠田がメインになってくるのか、ある程度の総延長、どのように考えているのか、その辺をお伺いします。

それから、海老沢線、次年度以降、今後の事業の見通しというものをもし分かるのであればその辺お知らせいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 楠田戸口線につきましては、ご質問のとおり年次的に実施してまいりたいというふうに考えております。基本的には全線にわたってクラックが入っておりますので、全線にわたって補修をしたいというふうには考えておるんですが、こちら社会資本整備総合交付金ずっと要求をしてきた事業で、今年度ようやく予算、一部ついたんですが、重点事業じゃないということで予算の内示額が大変厳しい状況になつておりますので、予算をできるだけ要望していくながら事業進捗を継続的に図りたいと考えております。それと、海老沢線の関係ですが、先ほど申し上げましたとおり今現在用地補償の契約を進めさせていただいておりまして、今年度分の予算といたしまして工事発注を年内もしくは年明けぐらいに発注をさせていただきたいと。引き続き来年度以降も国費の要望をしておりますので、内示の状況に応じて工事のほうを継続的に進めて

いきたいというふうに考えております。関連して、あと民間の宅地開発事業のほうも検討されておりますので、そちらとの調整等々も出てくるというふうに考えております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第65号、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の給与費明細書でございますが、補正予算書からとじ込みが漏れておりましたので、本日別紙にてお配りしております。誠に申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第65号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第65号別紙、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,632万8,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金13万6,000円の増、令和元年度の特定健康診査保険指導の精算交付によるものでございます。3目災害臨時特例補助金13万6,000円の増。東日本大震災による被保険者一部負担金免除に係る補助金及びコロナウイルス感染症対応分に係る補助金でございます。

5款1項1目一般会計繰入金121万円の減。保険税軽減分につきましては5,000円の増、保険者支援分につきましては130万8,000円の減でございまして、いずれも交付申請によるものでございます。3節の職員給与費等繰入金9万3,000円の増は、職員人件費分及び事務費分でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費90万7,000円の増、2節給料から4節共済費は職員人件費でございまして、12節委託料は国保システムのプログラム改修に係る増額でございます。2項1目賦課徴収費3万3,000円の増、実態調査に係る電子データ作成料でございます。

次のページ、お開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は財源の入替えでございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分12万2,000円の減、2項1目一般被保険者後期高齢者支援均等分31万7,000円の減、3項1目介護納付金分83万9,000円の減、いずれも見込みによる減額でございます。

5款2項1目特定健康診査等事業費は財源の入替えでございまして、9款1項1目予備費60万円の減額については財源調整でございます。給与費明細等については先に申し上げたとおり別紙にてお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第66号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第66号、令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは議案第66号別紙でご説明申し上げますので、1ページをお開き願います。

令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ6億7,172万6,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料400万円の増。収入見込みによるものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金82万1,000円の増、給付費の増額によるものでございます。2項1目調整交付金30万5,000円の増、こちらにつきましても給付費の増額によるものでございます。2目地域支援事業交付金介護予防日常生活支援総合事業95万3,000円の減、事業費の減額によるものでございます。5目その他補助金交付金111万9,000円の増、こちらにつきましては、保険者機能強化推進交付金が56万9,000円の増、システム改修費補助金が55万円の増となってございます。6目保険者努力支援交付金61万4,000円の増、令和2年度からの新規交付事業で介護予防、日常生活支援総合事業など、予防や健康づくりの事業に対し交付されるものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金、239万円の増。2目地域支援事業交付金103万円の減、こちらにつきましては、給付費、事業費のそれぞれ増額、減額によるものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金205万5,000円の増、給付費の増額でございます。3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）47万7,000円の減、事業費の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目介護給付費繰入金110万7,000円の増。給付費の増額によるものでございます。2目その他一般会計繰入金50万5,000円の減は、1節職員給付費等繰入金4万7,000円の増、2節事務費繰入金55万2,000円の減でございます。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）47万7,000円の減、事業費の減額でございます。

8款1項1目介護サービス計画収入21万5,000円の減、こちらは見込みによる減額でご

ざいます。

10款 3 項 2 目雑入103万8,000円の減、介護予防普及啓発事業を実施しなかったための減額でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款 1 項 1 目一般管理費42万1,000円の増、人件費の増額とシステム改修による委託料の増額でございます。2項 1 目賦課徴収費 6 万円の減、電算処理委託料の減額でございます。3項 1 目認定調査等費 4 万円の増、会計年度任用職員の通勤手当分でございます。

2款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、2目施設介護サービス給付費、3目居宅介護福祉用具購入費、4目居宅介護住宅改修費、5目居宅介護サービス計画給付費、6目地域密着型介護サービス給付費、こちらにつきましては、1目から6目まで見込みによるものの増額でございます。増減額でございます。失礼いたしました。

次のページをお開き願います。

2項 1 目高額介護サービス等費70万円の増、2目高額医療合算介護サービス費50万円の増、3項 1 目審査支払手数料10万円の減、4項 1 目特定入所者介護サービス等費330万円の増、これらにつきましても、実績並びに今後の見込みによる補正でございます。

3款 1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費、200万円の減、2目介護予防ケアマネジメント事業費30万円の増、こちらにつきましてもいずれも見込みによるものでございます。2項 1 目一般介護予防事業費、126万6,000円の減、職員の人件費以外につきましては、事業を実施しなかったための減額でございます。

次のページをお開き願います。

3項 1 目総合相談事業費 9 万円の増、人件費の増額でございます。6目生活支援体制整備事業費39万6,000円の減、事業を実施しなかったための減額でございます。7目認知症総合支援事業費 4 万4,000円の減、研修受講者がなかったための減額でございます。

7款 1 項 1 目予備費178万1,000円の増、こちらにつきましては財源調整でございます。

次の15ページにつきましては給与費明細書でございますが、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第67号、令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第67号、別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ369万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,844万1,000円とするものでございます。第2条は地方債の補正についてでございます。

4ページの第2表でご説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。

合併処理浄化槽整備事業債の限度額910万円に270万円増額し、補正後の限度額を1,180万円とするものでございます。

続きまして内容につきまして事項別明細書7ページからご説明をさせていただきます。

初めに歳入について、1款1項1目合併処理浄化槽分担金30万8,000円の増です。こちらは浄化槽設置基数増加に伴う受益者分担金の増加になります。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金3万3,000円の減です。交付金の内示額確定に伴う補正となります。4款1項1目一般会計繰入金71万9,000円の増です。調整によるものです。

6款1項2目消費税還付金1,000円の減。

7款1項1目下水道事業債270万円の増です。こちらも浄化槽設置基数増加に伴う増額

となります。

続きまして9ページをお願いいたします。

歳出についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費64万6,000円の増です。消費税の増額といたしまして、税務申告結果に伴う補正となります。2目合併処理浄化槽建設費304万7,000円の増です。工事請負費の増額で設置基数増加に伴う補正となります。

10ページにつきましては給与費明細書となっておりますが、今回の変更はございません。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第68号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第68号、令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 議案第68号、別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第68号別紙、令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ260万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,654万3,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。1款1項1目特別徴収保険料350万円の増、収入見込みによる増額

でございます。

3款1項1目事務費繰入金45万3,000円の増、人件費分と事務費の増額による繰入金の増額でございます。2目保険基盤安定繰入金134万5,000円の減、見込みによる減額でございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費56万円の増、2節、3節は職員人件費分でございまして、12節委託料はシステム改修分でございます。2項1目徴収費10万7,000円の減、賦課徴収に係るシステム計算委託料の減額分でございます。

次のページお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金215万5,000円の増、歳入でご説明申し上げました保険料の増額分と基盤安定負担金の減額による補正でございます。

9ページにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第69号 令和2年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第69号、令和2年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第69号、別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）について、第1条は総則について

です。令和2年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条は収益的収入及び支出について定めたものでございます。令和2年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入第1款水道事業収益及び支出第1款水道事業費をそれぞれ2億4,013万4,000円から19万9,000円減額し、2億3,993万5,000円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして3ページの予算説明書でご説明を申し上げます。

第1款2項2目他会計補助金19万9,000円の減です。こちらは高料金対策補助金及び新型コロナウイルスに伴う水道料金、基本料金の減免に係る一般会計からの補助金確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出について、第1款1項4目総係費59万円の増です。2節、5節は人件費の補正です。10節印刷製本費25万円の増につきましては、納入通知書印刷に係る補正となります。4項1目予備費78万9,000円の減につきましては、調整によるものとなっております。

5ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（細川運一君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各委員長から、所管事務のうち調査中の事件についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年大衡村議会第4回定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 0時02分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員